

在宅で生活をしている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に、自宅訪問による理美容サービスの利用券を交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券（散髪のみ）1枚（平成27年3月21日まで利用可）

【自己負担額】

原則利用料の1割（450円）

【受付期間】

9月1日（月）～16日（火）

【サービスを受けられる人】

- ※施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。
- 《共通要件》9月1日現在で次のすべてに該当する人
- 平成26年3月～8月の間で3か月以上在宅で生活している
- 世帯の平成25年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している

《要介護認定を受けている人の要件》

- 次のいずれかに該当する人
- 65歳以上で要介護4・5の認定を受けている
- 65歳未満で要介護4・5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上またはしょうがいのある場合



申請窓口

高齢福祉介護課（東別館1階）
北部振興局福祉生活課・各支所
※申請書は窓口にあります。

申請窓口

しょうがい福祉課（東別館1階）
北部振興局福祉生活課・各支所
持ち物
お持ちの手帳
※申請書は窓口にあります。

《しょうがいのある人の要件》

- 次の両方に該当する人
- 次のいずれかの手帳を持っている
- ①身体障害者手帳（肢体不自由・視覚・内部）1、2級
- ②療育手帳A1、A2
- ③精神障害者保健福祉手帳1、2級
- 同居人のすべてが65歳以上または前記①～③のいずれかの手帳を持っている場合

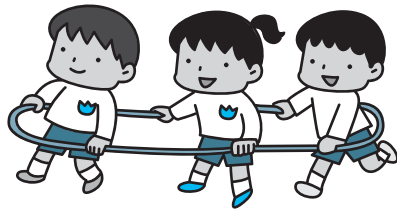
行政 Information

平成27年度の幼稚園・保育園・認定こども園入園、放課後児童クラブ通所の受付について

問 幼児課 (☎74-3704)、子育て支援課 (☎65-6514)

平成27年度幼稚園・保育園・認定こども園入園、放課後児童クラブ通所の受付は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い11月からの予定です。

詳しくは、10月15日号の広報などでお知らせします。



行政 Information

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請手続きはお済みですか

問 福祉・子育て臨時給付金室「臨時福祉給付金」窓口 (☎65-6528)
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 (☎65-6554)

支給対象者に該当する人で申請手続きがまだお済みでない人は、期限内に申請してください。不明な点については上記まで問合せください。



申請先

福祉・子育て臨時給付金室
（東別館1階）
〒526-0031 八幡東町632番地

【申請期限】

平成27年1月5日(月)まで（必着）

※各給付金の申請受付後、指定口座に給付金を振込むまでにおよそ1か月半～2か月かかります。

要介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに、衛生的に過ごしていただけるように、紙おむつ等支給券を交付します。

【支給内容】

2万7千円分の支給券（10月～平成27年3月分）

【集中受付期間】

9月1日（月）～16日（火）

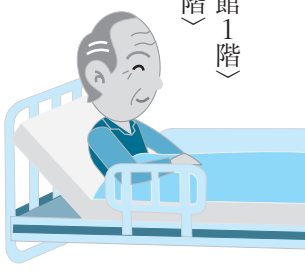
【サービスを受けられる人】

- ※施設に入所している人や病院に入院している人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。
- 申請時に次のすべてに該当する人
- 次のア～ウのいずれかに該当する人
- ア 要介護3、4、5の認定を受けている
- イ 身体障害者手帳（肢体不自由）1級、2級の交付を受けている
- ウ 療育手帳A1、A2の交付を受けている
- 申請日前6か月のうち3か月以上在宅生活をしていた
- 常時おむつが必要で、現在も使用している
- 世帯の平成25年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している人



申請窓口

要介護認定を受けている人：高齢福祉介護課（東別館1階）
しょうがいのある人：しょうがい福祉課（東別館1階）
北部振興局福祉生活課・各支所
持ち物
しょうがいのある人はお持ちの手帳
※申請書は窓口にあります。
※今後、新たに対象となった場合は随時申請を受け付けます。



行政 Information

国民年金保険料の追納制度について

問 彦根年金事務所 国民年金課 (☎0749-23-1114)

国民年金保険料の全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

これらの期間が10年以内であれば、さかのぼって納めることができる「追納制度」により、将来受け取る年金額を増額することができます。ただし、免除等を受けた期間から2年以上後に追納する場合、当時の

保険料に加算金が増え、追納手続きは、彦根年金事務所または保険医療課、北部振興局福祉生活課、各支所まで。



行政 Information

障害年金をご存知ですか

問 彦根年金事務所 お客様相談室 (☎0749-23-1116)

しょうがいのある人で次の要件をすべて満たしている場合は、国民年金・厚生年金保険の障害基礎年金や障害厚生年金を受けることができます。

- ①年金制度加入中に初診日があること
- ※初診日が20歳前、または60歳～65歳の年金未加入期間中の人も障害年金の対象となります。
- ②一定のしょうがいの状態にあること
- ③保険料納付要件を満たしていること

障害年金を受けるには、本人または家族による手続きが必要になります。まずは年金事務所へご相談ください。

注意！

「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険障害等級」は基準が異なるため、手帳の交付を受けても障害年金は受けられないことがあります。詳しくは右記窓口まで問合せください。